

中学保健体育科 ニュース

大修館書店

NEWS FILE ❶

.....文部科学省2015年4月1日(水)

小中高向け『器械運動指導の手引』を公開

文部科学省は4月1日、『学校体育実技指導資料 第10集 器械運動指導の手引』を作成し、ホームページで公開しました。

この手引は現行の学習指導要領の体育・保健体育の「器械運動系」のねらいや内容を踏まえ、小・中・高等学校での指導において参考になるように作成されたもので、文部科学省は積極的な活用を呼びかけています。

同資料は、「理論編」「実践編」「技の指導の要点」「器械運動系の指導と安全」「『器械運動系』領域のQ & A」の5つの章で構成されており、指導計画や評価規準等の具体例、技の指導の要点、安全管理のための取り組みなどが詳しく紹介されています。

資料は文部科学省のウェブサイトからダウンロードすることができます (http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1356152.htm)。

学校種	小学校			中学校・高等学校								
領域	器械・器具を 使った 運動遊び	器械運動		器械運動								
学年	1・2年	3・4年	5・6年	中学1・2年			中学3年・高校入学年次			高校その次の年次以降		
領域 及び 内容の 取扱い	ア 固定施設を 使った 運動遊び											
	イ マットを 使った 運動遊び	ア マット 運動	ア マット 運動	ア マット 運動	必修	2年間で アを含む ②選択	ア マット 運動	B 器械運動 C 陸上競技 D 水泳 G ダンス から①以上 選択	ア～エ から選択	ア マット 運動	B 器械運動 C 陸上競技 D 水泳 E 球技 F 武道 G ダンス から②以上 選択	ア～エ から選択
	ウ 鉄棒を 使った 運動遊び	イ 鉄棒 運動	イ 鉄棒 運動	イ 鉄棒 運動			イ 鉄棒 運動			イ 鉄棒 運動		
				ウ 平均台 運動			ウ 平均台 運動			ウ 平均台 運動		
	エ 跳び箱を 使った 運動遊び	ウ 跳び箱 運動	ウ 跳び箱 運動	エ 跳び箱 運動			エ 跳び箱 運動			エ 跳び箱 運動		

器械運動系の領域及び内容の取扱い

CONTENTS

- 21世紀型能力と学習指導要領改訂の方向性を考える今関豊一（国立教育政策研究所） 2
- スポーツ庁の設置によって学校体育はどう変わるのか武田丈太郎（新潟医療福祉大学） 5
- テニス・卓球・バドミントンの歴史 8

21世紀型能力と学習指導要領改訂の方向性を考える

今関豊一

(国立教育政策研究所)

1 はじめに

およそ10年に一度とされる学習指導要領改訂の検討が、中央教育審議会においては始まっている。現場にとっては、やや遠い話、という受け止めもあると思われる。ここでは、その検討の方向性にはどのようなものがあるのか、また、その方向性を視野に入れた授業では、どのような取り組みをしていったらよいのかについて考えてみたい。

2 「21世紀型能力」とは

検討に先立って、「資質・能力」の議論が行われた。その中の一つに、国立教育政策研究所が諸外国の動向を踏まえて整理したものとして、図1に示す21世紀型能力がある（平成26年12月1日修正版）。資質・能力の方向は、諸外国の教育改革の動向の、コンピテンシー（能力）やスキルの重視を踏まえている。解のない21世紀を生きぬく能力としての方向性が考えられているのである。

この図では、中核に「深く考える（思考力）」を位置付けている。問題の解決や発見、新しいアイデアの生成に関わる問題解決・発見力・創造力、その

過程で発揮され続ける論理的・批判的思考力、自分の問題の解き方や学び方を振り返るメタ認知、そこから次に学ぶべきことを探す適応的な学習力等から構成されるとする。メタ認知とは、自分自身を管理してコントロールするための知的活動である。

次に、思考力を支えるものとして「道具や身体を使う（基礎力）」を位置付けている。言語、数、情報（ICT）などの記号や自らの身体を用いて、世界を理解し、表現することが考えられている。

最後に、最も外側に、思考力の使い方を方向付ける「未来を創る（実践力）」を位置付けている。ここでいう実践力とは、自律的活動力、人間関係形成力、社会参画力、持続可能な未来づくりへの責任などが考えられている。また、社会や他者との関係やその中での自律に関わる社会的なスキルとしてとらえられている。

注意しなければならないのは、「未来を創る（実践力）」とは、保健体育科の目標の体育・スポーツや健康の保持増進のための「実践力の育成」とは異なる点である。また、この三重円は、「指導の順序」や「学校種・学年の配列」を示したものではないことに留意する必要がある。

また、学習指導要領の検討は、21世紀型能力の枠組みで改訂が行われることになった訳ではない。資質・能力の育成に向けた検討の一つに過ぎないのである。近年の動向として、コンピテンシー（能力）やスキルを重視した方向をとったイギリスやフィンランドは、能力と教科内容（知識）の双方を重視する方向になりつつある。諸外国に学ぶならば、学校現場の実践においては、能力を身に付ける活動・方法が重視されると、何を学ぶかという教科内容（知識）が欠落しがちになることに留意したい。

3 次期学習指導要領の改善の方向性

検討されている方向性の概要には、次のものがある。

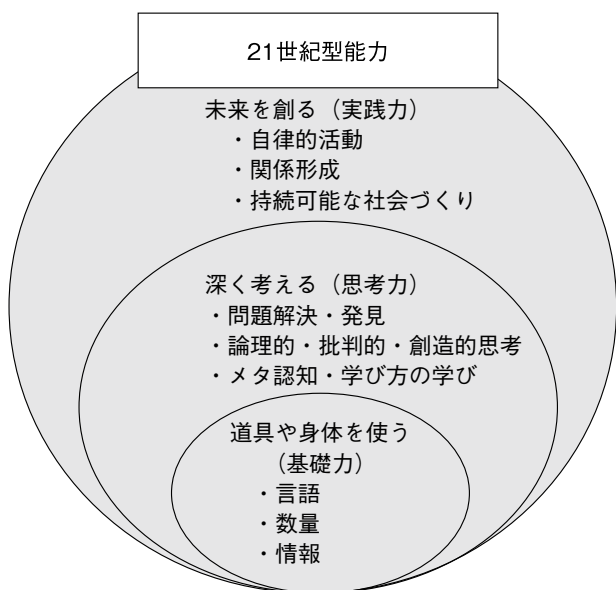


図1 21世紀型能力

1) 教育目標・内容と学習・指導方法、学習評価の在り方を一体として捉えた、新しい時代にふさわしい学習指導要領等の基本的な考え方

- これからの時代を、自律した人間として多様な他者と協働しながら創造的に生きていくために必要な資質・能力の育成に向けた教育目標・内容の改善
- 課題の発見・改善に向けて主体的・協働的に学ぶ学習（いわゆる「アクティブ・ラーニング」）の充実と、そうした学習・指導方法を教育内容と関連付けて示すための在り方
- 育成すべき資質・能力を育む観点からの学習評価の改善

2) 育成すべき資質・能力を踏まえた、新たな教科・科目等の在り方や、既存の教科・科目等の目標・内容の見直し

体育・健康の例として、子供の体力等の現状を踏まえつつ、2020年のオリンピック・パラリンピック開催を契機に、子供たちの運動・スポーツに対する関心や意欲の向上を図るとともに、体育・健康に関する指導を充実させ、運動する習慣を身に付け、健康を増進し、豊かな生活を送るための基礎を培うためには、どのような見直しが必要か。

3) 学習指導要領等の理念を実現するための、各学校におけるカリキュラム・マネジメントや、学習・指導方法及び評価方法の改善支援の方策

- 各学校における教育課程の編成、実施、評価、改善の一連のカリキュラム・マネジメントの普及
- 「アクティブ・ラーニング」などの新たな学習・指導方法や、新しい学びに対応した評価方法等の開発・普及

4 | 授業の具体例

このような検討の方向性を視野に入れて、現在から将来に向けての保健体育科の授業はどのような取り組みをしていけばよいのかについて、具体例をあげて説明する。

1) 授業づくり

〈中学校第1学年、体育分野・柔道の授業過程の例〉（本事例は、秋田県大館市立東中学校（当時）の伊多波卓美先生の実践をもとにしている。）

①発問をつくる

これは、課題となった内容を子供が話し合いによって、いくつかの選択肢を導き出すことができる「問い」である。発問を先に投げかける授業をつくる際には、その発問の質が重要になる。発問は、子供にとって、具体的で現実的で意外性のあるものがよい。また、将来に別の場面に出会ったときに、知識・技能を使いこなすことにつながるものがよい。

例えば、次のように発問する。「抑え技が解けた状態」を示し、「このような状態が出てこないように抑えてみよう」と働きかける。

Q. 抑え技の条件をもとに、どのように抑えたら相手を封じ込めることができるだろうか。

[抑え技が解けた状態]

- a. 自分の足が相手の足に絡められている。
- b. うつ伏せに逃げられる。
- c. 抑えている相手にひっくり返される。

②予想する活動を行う

発問によって、思考活動がはじまったら、次は、ここでは約束練習として「取」と「受」を決めて、相手を封じ込める動きを予想する活動を行う。授業者は、活動中の子供の様子を観察し、思考活動によって相手を封じ込めることにつながる動きができていくグループを見付ける。

③発表・共有する活動を行う

予想する活動によって出てきた抑え方を発表し、それを見比べ、そのような形にした理由を説明し合う。

ここまでの授業展開は、先に資料説明や師範を行い、それを見たり聞いたりしてから「やってみる」のとは異なる展開であり、発見的に学習していく過程となっている。授業づくりにおいては、教師の周到な準備が必要になる。21世紀型能力の「問題解決・発見」につながることを期待できる。

この展開によって出てきた、生徒が予想した動きには、「図2 けさ固めに近い形」と「図3 横四方固めに近い形」がある。

④さらにうまく抑える活動を行う

発表して共有したものをもとに、もう一度、約束練習を行う。二度目は「受」が少し抵抗して「取」から逃れる動き方をする。「取」はそれに対応して、



図2 けさ固めに近い形

抑えの形を真似るだけではなく、力を入れる方向や体重のかけ方、姿勢などの、「受」が逃れられない抑え技の知識・技能を活動の中で見付け、さらに自分で選んだ動きを身に付けていく。

2) 事後評価

授業の1ヶ月後に、次のような記述テストを行った。このテスト問題は、「力を加えたらよいと思う部分と方向」、「その理由」を記述する方式をとった。

その結果、問題1のけさ固めで、「自分の上半身で相手の上半身を下の方向に抑える」、「自分の脇で相手の腕を自分の体の方に巻き込むように抑える」については、100%の生徒が回答した。また、「力を加えたらよいと思う方向」については「自分の足を下方向に踏ん張る」と95%が回答した。いずれの場合も、「返されたり、相手が起きあがったり、うつ伏せになったりさせられないため」という理由があげられた。「柔道の授業で考えることができるよう



図3 横四方固めに近い形

になったこと」については、「どうすれば技がかかりやすいか」に80%の回答があった。

思考・判断のはたらく授業展開は、深い学びになる可能性をもっている。

3) 指導の改善に向けて

これからの授業は、授業の展開をどのように組み立てるのか、実践後の改善を、いつ、どのように行うのかに重点を置く。そして、教える内容を明確にし、それを発見的に学んでいけるよう授業を組み立て、実践と改善を繰り返すことが肝要となろう。

5 おわりに

「技能」が能力であるならば、それは技術を身に付けて発揮している能力である。この意味では、運動技術が知識であり、「動き」として記述することができる。運動の技能の学習にとって、「動き」は重要な知識となる。これを追究し、明らかにしていくことにより、授業改善はもとより、保健体育科の発展につなげてゆきたいと思うのである。

参考文献

- ・中央教育審議会初等中等分科会教育課程部会「教育課程企画特別部会（第1回）配布資料 資料1-2」平成27年1月29日
- ・伊多波卓美「学びの意欲を高める柔道の学習」体育科教育、Vol.54-4、大修館書店
- ・今関豊一「シンポジウム・これからの学校体育の方向性」体育科教育学会、pp59-66、平成27年3月10日
- ・今関豊一「体育科・保健体育科の指導と評価」（共編著）、ぎょうせい、2009年
- ・国立教育政策研究所—平成24年度プロジェクト研究調査研究報告書 教育課程の編成に関する基礎的研究 報告書5—「社会の変化に対応する資質や能力を育成する教育課程編成の原理」p83、平成25年（2013年）3月
- ・松尾知明「21世紀型スキルとは何か」明石書店、2015年

〈問題1〉



次の固め技（けさ固め）をかける時、技を外されない（返されない）ためには、図のどの部分にどのような方向で力を加えたらよいでしょうか。

（1）力を加えたらよいと思う部分にその方向が分かるように示してください。また、その部分と方向は、

①～③の番号を付けて3カ所示してください。

（2）力を加える部分と方向について、その理由を説明してください。

スポーツ庁の設置によって 学校体育はどう変わるのか

武田丈太郎
(新潟医療福祉大学)

1 | オリンピック開催がもたらすもの

3月に入り、国立競技場の本格的な解体が始まった。2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けた新たな競技場建設のためである。本番まであと5年、東京に人が集まり、盛り上がっている光景を想像するのは難しいが、このような報道を見聞きすると、本番までの時間は確実に進んでいると感じる。

世界的スポーツイベントの開催は競技場の建設といったハード面での整備はもちろん、ソフト面での進化も促す。例えば、競技成績の速報システムや会場内の標識となるピクトグラム。これらは、前回の1964年東京大会で確立され、その後のスタンダードとなった。2020年東京大会では、どのようなスタンダードが作られるのか、日本のスポーツ環境の大きな転換期になるはずだ。

実際、スポーツ庁設置の検討がされている。スポーツ庁（省）の設置は関係者にとって悲願であり、新たなスポーツ行政の管轄組織の誕生は日本のスポーツ環境の仕組みを変えることになるだろう。

2 | これまでの日本のスポーツ政策

2009年、民主党政権が誕生し、翌2010年8月にスポーツ立国戦略を策定した。立国戦略は我が国のスポーツ政策の基本的な方向性を示しているが、それまでこのような指針が存在していなかったことを考えると、その存在意義は大きい。また、立国戦略では新たなスポーツ文化の確立を目標に据え、する人、観る人、支える（育てる）人の重視と連携・協働の推進を基本的な考え方とし、実施すべき重点戦略として以下の5つを掲げている。

- ① ライフステージに応じたスポーツ機会の創造
- ② 世界で競い合うトップアスリートの育成・強化
- ③ スポーツ界の連携・協働による「好循環」の創出
- ④ スポーツ界における透明性や公平・公正性の向上
- ⑤ 社会全体でスポーツを支える基盤の整備

具体的な対応策として、総合的なスポーツ行政体制の検討やスポーツ基本法の検討等の事項を挙げ、2011年には基本法が制定された。基本法附則2条ではスポーツ庁の設置が検討課題として挙げられており、現在の議論につながる。基本法は1961年に制定されたスポーツ振興法を全面改正した法律だが、振興法の制定には1964年東京大会が深く関係しており、基本法の制定と2020年東京大会の開催も切り離せない関係といえる。このようにオリンピックの開催は、我が国のスポーツ政策に多大な影響を与えてきた。

3 | スポーツ庁設置の議論

以前からスポーツ庁の設置に係る議論は存在していたが、2000年に入った頃から活発化する。2007年に文部科学副大臣の私的諮問会議であるスポーツ振興に関する懇談会が取りまとめた報告書の中で、スポーツ行政を統合して一元化するスポーツ省（庁）の設置とスポーツ担当大臣の設置について提言され、2012年3月に策定されたスポーツ基本計画にも、スポーツ庁の検討について述べられている。

この流れを受けて、2013年に超党派スポーツ議員連盟内にスポーツ庁の具体的な役割を検討するプロジェクトチーム（PT）及びPTに助言する有識者会議が設置され、報告書をまとめているが、その中でスポーツ庁設置法案の提出について確認している。

厚生労働省等の省庁間、オリンピック委員会等の関係団体との調整に時間がかかったため、設置時期が予定よりずれ込んではいるものの、政府は今年2月20日に、スポーツ庁設置法案と2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて新たに専任の担当相を置く特措法案を閣議決定し、スポーツ庁の設置は秒読み段階まで来た。

4 | スポーツ庁の組織構成と今後の展開

スポーツ庁は、文部科学省スポーツ・青少年局を中心に構成されることが有力である。現在、スポーツ・青少年局は局長をトップに、スポーツ・青少年

企画課、スポーツ振興課、競技スポーツ課、学校健康教育課及び青少年課の5課で構成され、青少年健全育成担当と体育・青少年スポーツ担当の参事官が置かれている。また、2014年4月には、局内にオリンピック・パラリンピック室と障害者スポーツ振興室が設置された。スポーツ庁は、学校健康教育課と青少年課並びに青少年健全育成担当参事官を除く3課1参事官を中心に、以下の5課2参事官で構成される予定である（課名は変更の可能性あり）。

政策課

- ・総括・管理業務、スポーツ審議会、スポーツ基本計画、日本スポーツ振興センター、武道の振興、国内外の動向調査、戦略的広報

スポーツ健康推進課

- ・予防医学の知見に基づくスポーツの普及、地域スポーツクラブの育成、子供の体力向上、スポーツの安全確保

競技力向上課

- ・選手強化への支援（強化拠点・強化費）、医・科学を活用した競技力向上策の開発

スポーツ国際課

- ・国際大会の招致、国際交流、ドーピング対策、スポーツを通じた国際貢献、世界のスポーツ界への積極的関与（人材育成・派遣等）

オリンピック・パラリンピック課（時限）

- ・オリンピック・パラリンピックムーブメントの推進（Sport for Tomorrow の推進等）、2020年大会に向けたスポーツ団体等との調整

では、実際に庁が設置されることで、何が変わるのだろうか。まず、考えられるのは庁に格上げされ

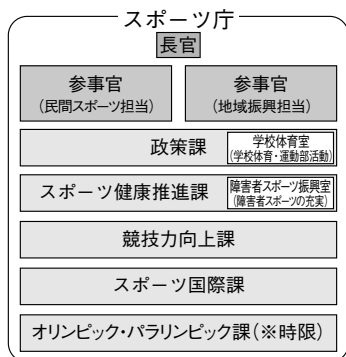
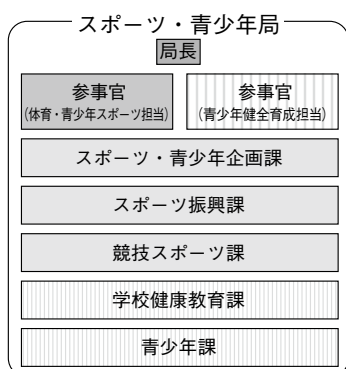
ることで、他省庁との連携はしやすくなる点である。スポーツ振興に関する予算が一元的に管理でき、外郭団体のスポーツ振興センターを通して各種競技団体に予算配分することで、戦略的な配分が可能になるだろうと予想される。しかし、政府に対する予算請求は文科省を通して行われるため、流れが大きく変わるわけではない。また、文科省の外局という位置づけのため、予算額も大幅に増額することは見込めない。その他にも、各省庁とどのような協力関係作りをするのか、競技団体等の関係団体とどのような連携を図るのかといった課題も残る。

5 | スポーツ庁の設置後の制度変更は？

部活動は、学習指導要領の改訂によって学校教育の一環として教育課程との関連が図られるようになったが、実際の学校現場は多くの問題を抱えている。例えば、部活動における教員の負担の問題や手当に対する法的・制度的な未整備が挙げられる。また、昨今の部活動中の事故では、指導教員の責任が問われることが増えている。部活動を推奨しながら、実際の保障は整備されていないとなると、できることなら担当したくないと考える教員が増えても当然だろう。外部指導者の導入や複数校でのチーム編成といった試みが行われているが、まだまだ課題が多いのが現状である。このような状況において、スポーツ庁の設置がどのような変化をもたらすのか。体育と運動部活動を所掌する部署は、政策課に設置される学校体育室が担当し、初等中等教育局と調整をしながら進めていくことになる予想される。現在の青少年・スポーツ局においても同様な調整が行われており、大きな変化はないと考えられる。

実際の体育の授業においては、学習指導要領が授業時間数と内容を定めているため、スポーツ庁の設置でその枠組みが変わることはなく、授業における生徒の評価が基本法17条のスポーツに関する技能に偏るといったことも考えにくい。しかし、もしスポーツ技能に傾倒するようなことがあれば、教科としての体育の意味が薄れ、結果的に授業数の削減といった方向に動く可能性は否定できない。体育とは何か、何を教えてどのような人を育てていくのか、そのような根本的な問題を、これを機に改めて考えることは必要かもしれない。

次に部活動はどうか。多くの子供たちは学校とい



う場でスポーツに出会い、取り組み始める。その際の指導者は教員である。また、中学や高校の多くのスポーツ大会が、学校単位での組織編成となっており、都道府県・市町村の競技団体を支えているのも教員というのが現状である。サッカーのようにプロスポーツとして成立し、指導者制度の確立、民間のクラブ経営が成り立つ場合は、旧来の部活動制度とは異なる新たなシステムが構築できるが、そのようなシステムを作ることのできる競技団体の出現は、残念ながら今のところ想像できない。野球もプロスポーツとして存在するが、育成は主に学校が担っている。このように、子供たちのスポーツ活動の中心が学校単位となっている国はなく、この特徴が簡単に変わるとは考えにくい。学校という教育制度の中で行うことは、生徒の技能や経験の程度に関係なく参加の機会を保障し、教育活動の一環として実施されることで教育的配慮を踏まえた指導が行われる。補欠の問題等の改善すべき点が存在するが、このような制度体系が、日本人選手のフェアプレー精神を育んでいるのかもしれない。また、教育活動の中でスポーツに親しむため、倫理観が育ち、ドーピング等の不正行為にも対処できるのだろう。

英国のイートン校等に代表されるボーディングスクールでは、課外スポーツは教科ではないため評価はないが、スポーツは人生の縮図という考えから機会均等に重きを置き、全員必修として非常に熱心に行われている。シーズン制等の異なる制度がいくつかあるが、教科を教えている教員が、課外スポーツの指導をするといった点は、日本の部活動に非常に近い部分である。欧米では一部の学校のみで行われているシステムが、日本では公立の学校を含めてほぼ全員が受けられる。他国のスポーツ環境と比較しても日本の部活動は非常に優れており、私たちは守っていくべきではないかと個人的には考える。

6 | 具体的な変化は？

以上のように、大きな制度変更は考えにくいですが、現在直面している問題がより顕在化し、部活動の活動内容が偏在化してくるのではないだろうか。具体的には、顧問の問題等を抱えながらもこれまでと同様に行う活動と、スポーツ種目を専門とする教員が顧問となって競技的側面がより重視される活動である。また、部活動として成立する種目と成立しない

種目がはっきりしていくことも考えられる。限られた種目のみが活動でき、さらに活動できる生徒も限られ、できる人とできない人がより明確に分かれてくるかもしれない。外部指導者制度の導入により、部活動制度が維持できる可能性はあるが、人材の確保、行政の財政的裏付け及び事故が起きた場合の補償等を考えると、一部地域での普及にとどまり、全国一律での普及は難しいだろう。

部活動の衰退は競技団体にも影響を与える。スポーツ庁の設置が競技団体の大胆な改革につながるとは考えにくいですが、昨今の不祥事で変わらざるを得ない状況にある団体も存在する。このピンチをチャンスに変えることができれば、そのスポーツ自体は変わる可能性があり、これまで学校部活動が担ってきた普及・育成の側面を、水泳やサッカーのように民間クラブが補完できるようになるかもしれない。そのような状況になると、部活動にも影響があるだろう。

7 | まとめ

スポーツ庁の設置が、体育と部活動の枠組みを直接的に変えることは考えにくいですが、現在の問題点が徐々に大きくなっていく可能性は考えられる。また、スポーツ庁の設置が競技スポーツに偏り、それが競技団体のガバナンス強化や資金増大につながり、結果として学校体育と部活動に影響を及ぼすことがあるかもしれない。これらの制度変更は突然起きるのではなく、多くの場合が徐々に変化し、いつの間にか異なる制度になっていることが多い。そうならないためにも、日頃からスポーツ政策の動向に注視していくことが必要である。

■参考文献

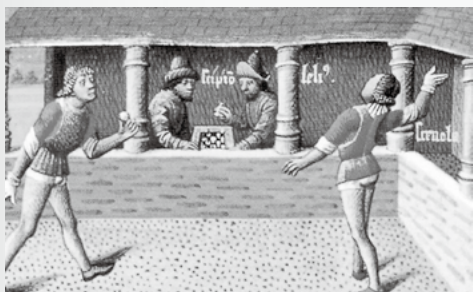
- ・WIP ジャパン(株)「スポーツ庁の在り方に関する調査研究」調査研究成果報告書（文部科学省委託事業）（H25.3）
- ・笹川スポーツ財団「スポーツ庁の設置形態に関する研究」（H25.3）
- ・新日本有限責任監査法人「スポーツ庁の在り方に関する調査研究事業」報告書（文部科学省委託事業）（H26.3）
- ・文部科学省平成27年度予算（案）発表資料
http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2015/01/21/1354604_5.pdf

テニス

●発祥

11世紀のフランスの修道院で、ボールを手で打ち合うジュ・ド・ボーム（手のひらのゲーム）が考え出された。その遊びがイギリスへ伝わり、次第にラケットを用いて屋外の芝でおこなう球技として変化したのがテニスの始まりである。

1870年代になるとルールの整備や統一がなされ、近代テニスの原型が確立された。1877年には、4大トーナメントの1つであるウィンブルドン選手権の第1回大会がおこなわれた。



▼修道院中庭のボーム。ために手にグローブをはめていた。

●日本への普及と発展

わが国へは、1878（明治11）年、アメリカのリーランド氏によって紹介され、体操伝習所でスポーツとして取り入れられた。当時、硬式ボールは高価な輸入品だったため、ゴム製のボールを使ったテニスが普及していたが、明治末から「世界を考えて軟式から硬式へ」という気運が高まっていった。

卓球

●発祥

テニスを楽しんでいた人たちが雨天でゲームが中断されたときに、クラブハウスの床やテーブルを使っておこなったのが卓球の起源とされている。

近代卓球は、1898年にイギリスのギブ氏がセルロイドのボールを使ったのが始まりだと言われ、仔牛の皮張りのラケットで打つと「ピン」「ボン」と音がすることか

らピンボンと呼ばれた。その後、競技化に向けて組織化を図る中で、ピンボンはテーブルテニス（卓球）と命名され、1926年に国際卓球連盟（ITTF）が結成された。翌年に第1回ヨーロッパ選手権（のちの世界選手権）が開催されている。

●日本への普及と発展

日本には、1902（明治35）年、坪井玄道氏がイギリスから道具などを持ち帰り、旧制中学校や大学に紹介したという記録が残されている。世界大会への初参加は1952（昭和27）年の第19回世界選手権大会で、7種目中4種目に優勝して世界を驚かせた。

1988年のソウルオリンピックから正式種目として採用され、近年では、中国や韓国などのアジア勢が世界の上位に位置している。

バドミントン

●発祥

羽根つき遊びは世界各地でおこなわれていたため、発祥については諸説あるが、バドミントンに直接つながったのは、19世紀中頃にイギリスで誕生したバドルドア&シャトルコックで、このゲームが世界に広まっていったとされている。名前の由来となったイギリスのバドミントン村でも盛んにおこなわれていたようである。

バドルドア&シャトルコックから今日バドミントンと呼ばれるゲームが誕生するまでの間には、いくつかの過渡的なゲームが存在するが、1893年にイギリスで協会が設立されたのをきっかけに近代スポーツとしての歴史が始まった。1898年に第1回全英選手権大会が開催され、1934年には国際バドミントン連盟が設立された。

●日本への普及と発展

わが国に伝来し、正規のルールが日本人に紹介されたのは、1919（大正8）年と考えられているが、本格的に普及したのは、1946（昭和21）年に日本バドミントン協会が設立されてからである。

オリンピックでは公開種目であった1988年のソウル大会から採用され、次のバルセロナ大会から正式種目となり現在に至っている。